上越市まちなか居住推進事業補助金（隣地統合支援）交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、まちなか居住の推進に向けて、単独では活用が困難な敷地同士を統合し住環境の改善に寄与するため、隣地統合に要する経費の一部について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和４６年上越市規則第５６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　⑴　取得　土地の所有権又は借地権を取得することをいう。

⑵　敷地　建築物が存する土地で、補助対象者が取得済のものをいう。

　⑶　隣地　建築物が存する土地（敷地に隣接し、かつ、敷地と同一の道路に面する場合に限る。）で、補助対象者以外の人及び団体が取得しているものをいう。

⑷　隣地統合　補助対象者が隣地を取得した上で、敷地及び隣地に存する全部又は一部の建築物を除却することをいう。

⑸　子育て世帯　補助金の申請日において、満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの子と同居している世帯又は妊娠している人がいる世帯をいう。

⑹　移住者　県外から当市に転入しようとする人又は補助金の申請日前２年以内に県外から当市に転入した人をいう。

⑺　空き家　補助金の申請日前１年以内に空き家マッチング制度又は空き家情報バンクにより補助対象者が取得した住宅をいう。

　⑻　空き家マッチング制度　まちなか居住の推進を目的として、市と町内会等が協働で取り組む空き家の所有者と利活用希望者のマッチングを行う制度をいう。

　⑼　空き家情報バンク　本市と公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会の間で締結している上越市空き家情報バンク制度の運用等に関する協定書（平成２８年５月２日締結）及び本市と公益社団法人全日本不動産協会新潟県本部の間で締結している上越市空き家情報バンク制度の運用等に関する協定書（令和４年１０月４日締結）の定めるところにより、居住することが可能な空き家の情報を登録し、提供する制度をいう。

⑽　まちなか居住推進地区　上越市まちなか居住推進地区の認定に関する要綱（令和４年４月１日実施）に基づき市長が認定した町内会の区域をいう。

　⑾　補助対象区域　直江津区内のまちなか居住推進地区の区域をいう。

⑿　施工業者　市の区域内に本社（個人事業主にあっては、主たる事業所）を有する住宅関連業をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる人（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

　⑴　市税を完納していること。

　⑵　補助金交付後、隣地統合した土地に１０年以上居住する意思を有すること。

　⑶　補助対象区域内の町内会に加入し、町内会活動等に協力する意思を有すること。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第１左欄に掲げる工事及び同表左欄に掲げる工事に加えて実施する別表第２左欄に掲げる工事とする。

２　前項の規定にかかわらず、本市の他の補助金等の交付を受ける場合にあっては、当該補助金等の交付の対象となる部分に係る工事は、補助対象事業としない。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、施工業者に発注して実施する補助対象事業に要する経費とする。ただし、別表第２の１の項の工事にあっては、次の各号に掲げる費用を除く。

⑴　設計に要する費用

⑵　外構工事に要する費用

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、別表第１右欄に定める額とする。

２　前項の規定にかかわらず、別表第１左欄に掲げる補助対象事業と合わせて、別表第２左欄に掲げる補助対象事業を実施するときは、同表左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表右欄に定める額をそれぞれ加算した額とする。

３　前２項の規定にかかわらず、別表第２の１の項の工事と合わせて、上越市下水道条例（昭和６３年上越市条例第３１号）第２条第９号に規定する排水設備 （以下「排水設備」という。）を設置する場合にあっては、排水設備の設置に要する費用に３分の１を乗じて得た額（当該額に１，０００円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とし、３０万円を限度とする。）を加算して得た額とする。

４　補助金の交付は、一の補助対象者につき１回を限度とする。

（交付申請等）

第７条　補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、隣地統合を実施する前に上越市まちなか居住推進事業補助金（隣地統合支援）交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　位置図

⑵　誓約書（第２号様式）

⑶　申請者及び世帯員の戸籍の附票の写し（移住者に限る。）

⑷　住民票の写し（子育て世帯に属する人（次号に掲げる書類を提出する人を除く。）に限る。）

⑸　母子健康手帳その他申請者又は世帯員が妊娠していることを確認することができる書類の写し（満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの子がおらず、かつ、妊娠している人がいる世帯に属する人に限る。）

⑹　敷地の所有権又は借地権を証する資料

⑺　補助対象事業に係る見積書の写し

⑻　施工内容が分かる図面

２　市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　決定

定したときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（隣地統合支援）交付　　通知書（第

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　却下

３号様式）により通知するものとする。

（変更申請等）

第８条　補助事業者は、前条の申請内容を変更しようとするときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（隣地統合支援）内容変更承認申請書（第４号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　前条第２項の規定は、前項の規定による変更の承認について準用する。

（実績報告）

第９条　補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から起算して２０日を経過する日又は補助対象事業が完了した日の属する年度の３月１５日のいずれか早い日までに、上越市まちなか居住推進事業補助金（隣地統合支援）実績報告書（第５号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　補助対象事業に係る契約書の写し及び領収書の写し

⑵　補助対象事業の実施箇所に係る施工前、施工中及び施工後の状況を撮影した写真

⑶　取得した隣地の所有権又は借地権を証する資料

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の額を確定したときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（隣地統合支援）確定通知書（第６号様式）により通知するものとする。

　（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

この要綱は、令和５年５月１日から実施する。

　　　附　則

この要綱は、令和６年４月１日から実施する。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、令和６年７月１日から実施する。

（経過措置）

２　改正後の上越市まちなか居住推進事業補助金（隣地統合支援）交付要綱の規定は、令和６年４月１日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

３　この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第１号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第１号様式に相当する様式として使用することができる。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から実施する。

（経過措置）

２　改正後の第２条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

３　この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第１号様式及び第４号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第１号様式及び第４号様式に相当する様式として使用することができる。

別表第１（第４条、第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象工事 | 補助金の額等 |
| 解体工事 | 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 |
|  |  |
|  | ⑴　次号に掲げる場合以外の場合　補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（当該額に１，０００円未満の端数があるときは、当該額を切り捨てた額）とし、１００万円を限度とする。⑵　子育て世帯に属する人又は移住者が建替えにより自ら居住する住宅を建設する目的で取得した空き家の解体工事を行う場合　補助対象経費に４分の３を乗じて得た額（当該額に１，０００円未満の |
|  | 端数があるときは、当該額を切り捨てた額）とし、２００万円を限度とする。 |

別表第２（第４条、第５条、第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象工事 | 補助金の額等 |
| １　隣地統合後の敷地内における住宅の新築工事 | 次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。⑴　子育て世帯に属する人　補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（当該額に１，０００円未満の端数があるときは、当該額を切り捨てた額）とし、２００万円を限度とする。⑵　子育て世帯以外の世帯に属する人　補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（当該額に１，０００円未満の端数があるときは、当該額を切り捨てた額）とし、１００万円を限度とする。 |
| ２　隣地統合後の敷地内の宅盤高さ調整のための擁壁設置を伴う工事 | 補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（当該額に１，０００円未満の端数があるときは、当該額を切り捨てた額）とし、５０万円を限度とする。 |

第１号様式（第７条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（隣地統合支援）交付申請書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

申請者（所有者）住　　所

　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　電話番号

　次のとおり上越市まちなか居住推進事業補助金（隣地統合支援）の交付を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施工場所 | 上越市 |
| 施工内容 | ☑ 解体工事（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 住宅新築工事　□ 子育て世帯　□ 子育て世帯以外（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 隣地統合後の敷地内の宅盤高さ調整のための擁壁設置を伴う工事（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 排水設備の設置工事（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 事業費 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 （消費税を含む。）（うち補助対象経費　　　　　　　　　　円） |
| 施工予定期間 | 年　　月　　日　から　　　年　　月　　日　まで |
| 事業収支 | 収入 | 支出 |
| 補助金交付額 | 円 | 工事等に要する経費 | 円 |
| 自己資金 | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
| 合計 | 円 | 合計 | 円 |
| 添付書類 | □　位置図□　誓約書（第２号様式）□　申請者及び世帯員の戸籍の附票の写し（移住者に限る。）□　住民票の写し（子育て世帯に属する人に限る。）　　※　母子健康手帳その他申請者又は世帯員が妊娠していることを確認することができる書類の写しを提出する人は不要□　母子健康手帳その他申請者又は世帯員が妊娠していることを確認することができる書類の写し（満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの子がおらず、かつ、妊娠している人がいる世帯に属する人に限る。）　□　敷地の所有権又は借地権を証する資料□　補助対象事業に係る見積書の写し□　施工内容が分かる図面 |

○市税の納税状況等の調査に関する承諾

|  |
| --- |
| まちなか居住に関する支援事業の実施のため、申請書に記載された情報を関係部署で共有すること及び補助金交付の審査のため、　　　　　　　　課の職員が次の公簿等を閲覧すること又は確認することを承諾します。⑴　納税状況⑵　市の他の家屋の除却及び住宅取得等助成制度の活用状況申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

第２号様式（第７条関係）

誓　約　書

上越市まちなか居住推進事業補助金（隣地統合支援）の申請に当たり、関係法令及び上越市まちなか居住推進事業補助金（隣地統合支援）交付要綱を遵守して、次に掲げる事項について記載内容のとおりであることを誓約します。

⑴　補助金交付後、１０年以上居住する意思を有すること。

⑵　町内会に加入し、町内会活動等に協力する意思を有すること。

⑶　補助金を暴力団の活動に使用しないこと。

⑷　補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与しないこと。

⑸　上記事項（⑴及び⑵を除く。）に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還すること。

年　　月　　日

（宛先）上越市長

申請者氏名

第３号様式（第７条関係）

決定

上越市まちなか居住推進事業補助金（隣地統合支援）交付　　通知書

却下

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

上越市長

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった上越市まちなか居住推進事業補助金（隣地統

とおり決定

合支援）の交付について、次の　　　　　　　　　　したので通知します。

理由により申請を却下

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 決定 | 交付決定額 | 　　　　　　　　　　　円 |
| 交付条件 | １　この補助金の対象となる事業及びその内容は、　　　　年　　月　　日付けによる交付申請書記載のとおりとする。２　この補助金は、目的以外の経費に使用してはならない。３　上越市まちなか居住推進事業補助金（隣地統合支援）交付要綱に従うこと。 |
| 却下 | 理由 |  |

第４号様式（第８条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（隣地統合支援）内容変更承認申請書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

申請者（所有者）住　　所

　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　電話番号

年　　月　　日付け　　第　　　　　号で交付決定を受けた上越市まちなか居住推進事業補助金（隣地統合支援）について、次のとおり交付対象事業に係る変更の承認を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施工場所 | 上越市 |
| 変更内容 |  |
| 施工内容（変更後） | ☑ 解体工事（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 住宅新築工事　□ 子育て世帯　□ 子育て世帯以外（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 隣地統合後の敷地内の宅盤高さ調整のための擁壁設置工事（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 排水設備の設置工事（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 事業費（変更後） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 （消費税を含む。）（うち補助対象経費　　　　　　　　　　円） |
| 施工予定期間（変更後） | 年　　月　　日　から　　　年　　月　　日　まで |
| 事業収支（変更後） | 収入 | 支出 |
| 補助金交付額 | 円 | 工事等に要する経費 | 円 |
| 自己資金 | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
| 合計 | 円 | 合計 | 円 |
| 添付書類（変更事項に関するもの） | □　位置図□　誓約書（第２号様式）□　住民票の写し（子育て世帯に属する人に限る。）　　※　母子健康手帳その他申請者又は世帯員が妊娠していることを確認することができる書類の写しを提出する人は不要□　母子健康手帳その他申請者又は世帯員が妊娠していることを確認することができる書類の写し（満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの子がおらず、かつ、妊娠している人がいる世帯に属する人に限る。）　□　敷地の所有権又は借地権を証する資料□　補助対象事業に係る見積書の写し□　施工内容が分かる図面 |

第５号様式（第９条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（隣地統合支援）実績報告書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

申請者（所有者）住　　所

　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　電話番号

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　　号で交付決定のあった補助対象事業が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施工場所 | 上越市 |
| 補助対象事業の完了年月日 | 　　　 　年　　　　月　　　　日 |
| 交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  |
| 事業費清算内訳 | 収入 | 支出 |
| 交付決定額 | 円 | 工事等に要する経費 | 円 |
| 自己資金 | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
| 合計 | 円 | 合計 | 円 |
| 添付書類 | □　補助対象事業に係る契約書の写し及び領収書の写し□　補助対象事業の実施箇所に係る施工前、施工中及び施工後の状況を撮影した写真□　取得した隣地の所有権又は借地権を証する資料 |

第６号様式（第１０条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（隣地統合支援）確定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

上越市長

　　　　　　年　　月　　日付けで実績報告のあった上越市まちなか居住推進事業補助金（隣地統合支援）について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付確定額 | 　　　　　　　　　　　　　円 |